

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 148 「収益認識に関する会計基準（案）」等の公表について vol. 12

今回は、「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」（以下、適用指針案）における請求済未出荷契約の会計処理についてご説明いたします。

請求済未出荷契約とは、企業が商品又は製品について顧客に対価を請求したが、将来において顧客に移転するまで企業が当該商品又は製品の物理的占有を保持する契約のことを言います（適用指針案 77）。

請求済未出荷契約は、商品又は製品自体を企業が保管しているため、物理的占有が資産に対する支配と一致しないこととなります（適用指針案 14(3)）。そのため、収益を計上するにあたり、顧客が当該商品又製品の支配をいつの時点で獲得したか(顧客に対して財の引渡し義務を履行しているか否か)が問題となります（適用指針案 78）。

請求済未出荷契約は、以下の(1)から(4)を全て満たす場合に、顧客が商品又は製品の支配を獲得すること(顧客に対して、履行義務を充足したこと)となります（適用指針案 79）。

- (1) 請求済未出荷契約を締結した合理的な理由があること
- (2) 当該商品又は製品が、顧客に属するものとして区分して識別されていること
- (3) 当該商品又は製品について、顧客に対して物理的に移転する準備が整っていること
- (4) 当該商品又は製品について、使用する能力や他の顧客に振り向ける能力を有することができないこと